

J R 東海労働組合関西地「発」第 1 号  
2 0 1 9 年 1 0 月 2 4 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

「台風に伴う勤務処理方について」に関する申し入れ

台風 1 9 号は、1 0 月 1 2 日夜から 1 3 日未明にかけて東日本を通過し、広範囲に記録的な大雨を降らせ東日本各地に甚大な被害をもたらした。

J R 東海会社は、その台風 1 9 号の接近を前に 1 2 日の東海道新幹線の東京駅と名古屋駅間は終日運休、名古屋駅と新大阪駅間は上下各 3 本のみの運行という「計画運休」を発表した。

山陽新幹線も新大阪と岡山間で午前 1 0 時半以降の運転を打ち切るなど、近畿地方の各公共交通機関も全日または一部区間の運転を見合わせる計画等を発表した。

そのような状況の中で、関西新幹線サービック第一事業所では、1 2 日の出勤者に対して 1 1 日の退出点呼において、また、1 1 日が休みの社員らに対しては電話において 1 2 日の自宅待機が命じられた。

その際には、「皆さんご承知だと思いますが台風が接近しています。明日は全員自宅待機となります。尚、呼び出しの電話をかけることもありますのでよろしくお願いします。外に出られる際は、連絡ができるように電話を持って外出してください。自宅待機で呼び出しの電話の対応がいやでしたら年休簿を用意しますのでよろしくお願いします。」というような内容の連絡だけで賃金等に関する話しはなかった。

ところが、1 0 月 1 5 日、サービック新大阪第一事業所の掲示板に新大阪第一事業所名で「台風に伴う勤務処理方について」という表題の掲示が以下のように掲出された。

2 0 1 9 年 1 0 月 1 5 日  
新大阪第一事業所

台風に伴う勤務処理方について

台風 1 9 号の接近に伴う新幹線の計画運休指示により、業務体制を事前に検

討した結果、勤務処理方については、以下の扱いとします。

## 記

### 1. 勤務処理方法

(1) 休業（自宅待機）を命じられた社員

① 給与規程第57条の準用により、一日につき平均賃金の60/100を支払います。

② 本人の希望により、有給休暇に変更可能とします。

(2) 勤務を命じられた社員（途中勤務解放含む）

就業規則第44条／契約社員就業規則第19条の適用により、有給（全時間帯に対し100%支払う）とします。

### 2. 申請方法

休業（自宅待機）を命じられた社員は、①②のどちらか選択し、当直担当者に申請してください。

### 3. 申請期日

2019年10月25日（金）

### 4. その他

不明な点は、管理者まで問い合わせてください。

以上

以上のような掲示が掲出されたが、その勤務処理方については、問題があり認めることはできない。

よって、下記の内容を申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

## 記

1. 10月12日に自宅待機を命じた理由を明らかにすること。

2. 自宅待機と決めた日時を明らかにすること。

3. サービック会社では、これまで自宅待機について給与規程の第57条（休業等）を準用して賃金を60/100の支払いとしたケースはあったのか明らかにすること。

4. 12日の賃金を60/100に決めた日時を明らかにすること。

5. 今回の自宅待機について給与規程の第57条（休業等）を準用して賃金を60／100の支払いと判断した理由を明らかにすること。
6. 自宅待機を命じられた者の当日の勤務認証を明らかにすること。
7. 第一事業所において点呼で、または電話において12日の自宅待機を命じた際に休業での自宅待機で賃金が60／100の支払いとなることを社員等に具体的に告知しなかった理由を明らかにすること。
8. 自宅待機を命じられた社員のそれぞれの当日担務の始終業時刻の拘束時間を自宅待機として拘束されたということだったのかを明らかにすること。
9. 12日の3日後の15日に「台風に伴う勤務処理方について」という掲示を掲出した理由を明らかにすること。
10. 台風による計画運休であるにも関わらず年休の強要を行った理由を明らかにすること。

以上